

学研北生駒駅中心地区まちづくり事業計画会議 会則

(目的)

第1条 この会議は、北部地域の拠点である学研北生駒駅中心地区について、個性と魅力ある拠点の形成、関係主体の連携・協力による一体的なまちづくりを推進するため、平成27年1月に策定した「学研北生駒駅中心地区まちづくり構想」の実現に向け、区域内権利者等の意見を聞きながら、学研北生駒駅中心地区まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）をとりまとめることを目的とする。

(組織)

第2条 この会は、学研北生駒駅中心地区まちづくり事業計画会議（以下「会議」という。）と称する。

2 会議は、会員、相談役及びアドバイザー（以下、「構成員」という。）で組織するものとする。

(対象範囲)

第3条 まちづくり計画を策定する概ねの範囲は、別紙に示す範囲とする。

(活動内容)

第4条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。また、構成員は、お互いの立場を尊重し、協力し合い、会議の活動を行う。

- (1) 対象範囲のまちづくりに関する情報提供及び意見交換
- (2) 住民、地権者等の意見聴取、情報提供
- (3) その他、まちづくり計画策定に必要な事項

(会員)

第5条 会議の会員になる資格を有するものは、次に掲げる者とする。

- (1) 対象範囲内の権利者
- (2) 対象範囲内の事業（予定）者
- (3) 行政職員
- (4) 前号の規定に関わらず、会議の承認を得た者

(相談役)

第6条 相談役は、対象範囲内に係る自治会代表者とする。

2 相談役は、会議の求めに応じ、助言を行うものとする。

(アドバイザー)

第7条 アドバイザーは、まちづくり計画策定に必要な専門的知識を有する学識経験者とする。

(役員)

第8条 会議の役員及び職務は次のとおりとする。

- (1) 会議に座長1名を置く。
- (2) 座長は、構成員の互選で選出する。

(3) 座長は、必要に応じて構成員を招集し、会務総括を行うものとする。

(役員任期)

第9条 役員任期は、まちづくり計画策定までとする。

(事務局)

第10条 この会議の事務局は、生駒市都市整備部都市計画課及び建設部事業計画課とする。

(会則改正)

第11条 この会則は、必要に応じ会議において改正することができる。

附則

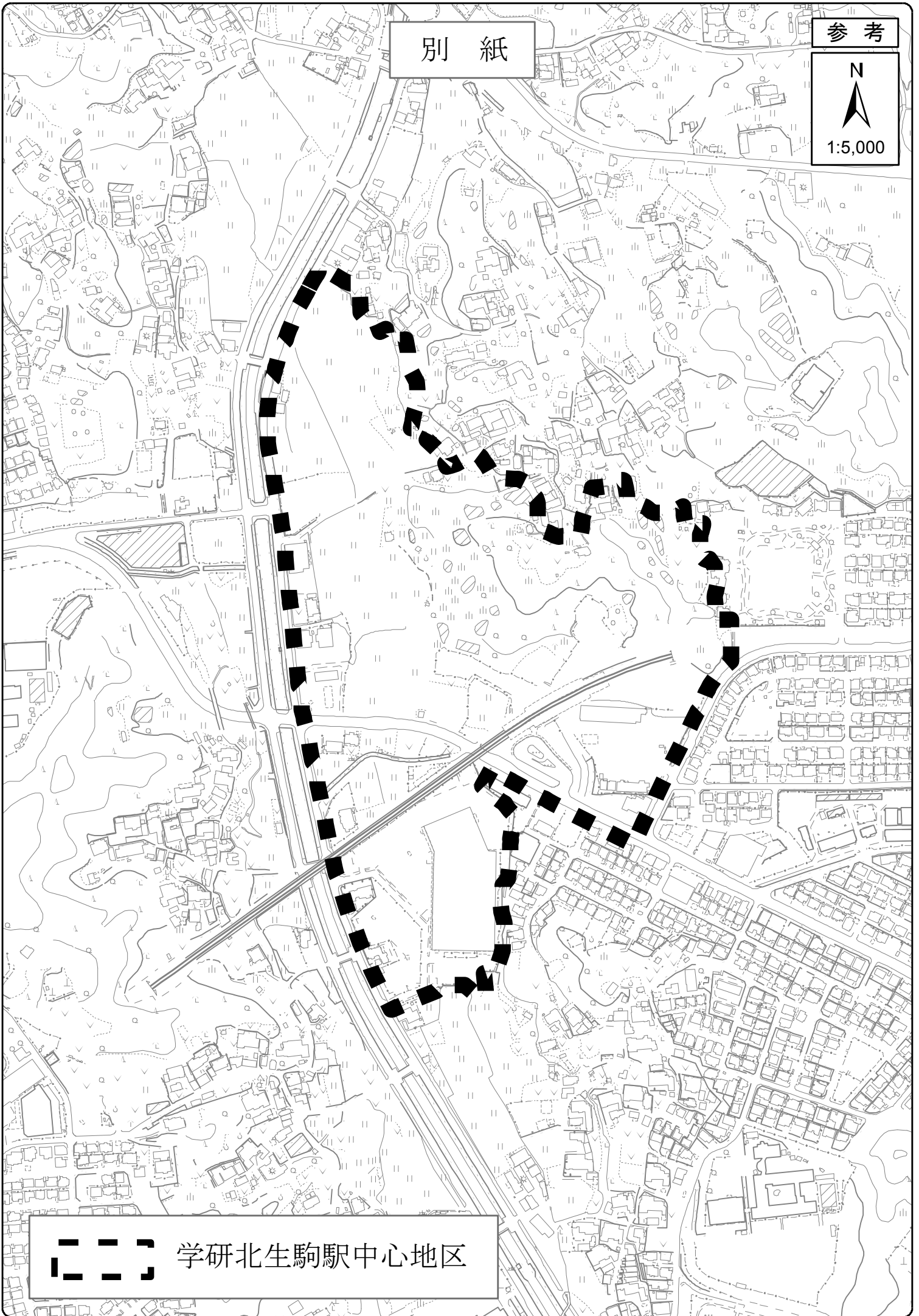
この会則は、平成27年9月30日から施行する。

別紙

参考



1:5,000



学研北生駒駅中心地区